

雄武町水道スマートメーター導入

公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 導入内容

雄武町水道自動検針無線通信端末（付随するシステム、設定含む）の導入

(2) 目的

水道自動検針システムと町民が Web 上で検針値と料金を毎月確認できる「Web 通知システム」を導入し、町民の利便性向上を図る。

また、現在の検針方法では、漏水を発見するまでに時間を要しており、有収率低下の一因となっていることから、検針業務の縮減、有収率の向上を図るとともに、水道不使用情報を高齢者等の見守りに活用することを検討し、「次世代へつなぐ安心・安全・快適な雄武の水道」を目指すことを目的に、水道自動検針システムを導入する。

今回、雄武町の目的達成と町民の利便性向上を実現するため、公募型プロポーザル方式により各事業者から優良な提案を募集し、価格面、機能面などを総合的に判断し、事業者を選定する。

(3) 仕様

別添の「雄武町水道スマートメーター導入仕様書」参照。

(4) 無線通信端末の購入およびシステム導入期間

別添の「雄武町水道スマートメーター導入仕様書」参照。

(5) 契約上限価格（提案限度額）

43,000千円（消費税および地方消費税相当額を含む）

2 日程

当プロポーザルの日程は、以下表のとおり。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

項目	日程
募集告示および募集説明等の公表	令和7年5月2日(金)
関係書類等に関する質問の受付期間	令和7年5月2日(金)～5月14日(水)
参加表明書の受付締切	令和7年5月16日(金)
参加資格確認結果の通知	令和7年5月21日(水)
企画提案書の受付締切	令和7年5月26日(月)
プレゼンテーションおよびヒアリングの実施	令和7年6月2日(月)
選考結果の通知・審査結果公表	令和7年6月上旬
詳細協議 ※1	令和7年6月中旬
契約事業者の選定 ※2	令和7年6月中旬

※1 契約候補者は、最終提案書の作成および契約書を締結するまでの諸条件について、雄武町との間で詳細協議を進めるものとする。

※2 契約候補者は、雄武町との詳細協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。契約

候補者との協議が整わない場合には、次点候補者との詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者または次点候補者の負担とする。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ① 令和7年度雄武町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てによる申し立てをしていない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年政令第77号）第2条第6項に該当しない者
- ⑤ 北海道内に本社、支店または営業所のいずれかを有する者

なお、参加者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

4 本プロポーザルに関する留意事項

(1) 募集に関する留意事項

① 公正な募集の確保

参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

② 募集の取りやめ等

雄武町は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止することがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、雄武町は、その賠償の責を負わない。

ア. 参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

イ. 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと雄武町が認めるとき。

③ 募集説明書の承認

参加者は、「参加表明書」の提出をもって、当実施要領及び仕様書（以下「募集説明書」という。）の記載内容を承諾したものとみなす。

④ 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

⑤ 提出書類の取扱い

ア. 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他雄武町が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、

雄武町は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

イ. 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替えまたは再提出は、雄武町が指示をした場合を除き認めない。

ウ. 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

エ. 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書提出届を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

⑥ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

⑦ 提供資料の取扱い

雄武町が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲であっても、雄武町の下承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を提示したりしてはならない。なお、雄武町が求めた場合は、本プロポーザルに係る情報（複写、引用、加工等した情報を含む）を速やかに返却または廃棄すること。

⑧ その他

雄武町は募集説明書等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。

5 参加に関する手続き等

(1) 関係書類等に関する質問の提出

関係書類等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- ① 提出期間：上記2「日程」を参照。
- ② 提出方法：電子メールのみ。件名は「質問：雄武町水道スマートメーター導入」
- ③ 提出先：7「本業務に関する問い合わせ先」まで。着信確認は送信者にて実施。

提出書類	様式	作成要領等
質問書	様式1	質問がある場合に提出（質問1件につき1枚）

(2) 質問への回答公表

- ① 回答期間：質問を受領次第、参加表明書の受付締切までに本業務に係る当町HPにて公表。
- ② その他：質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化とする。

(3) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

① 提出期間：上記2「日程」参照

② 提出方法および提出先

「7. 本業務に関する問合せ先」宛に持参又は郵送すること（配達証明付）なお、代理人により提出する場合は、提出時に「委任状（様式8）」を併せて提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
参加表明書	様式2	・必要事項を漏れなく記載すること。
会社概要	様式3	・必要事項を漏れなく記載すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

① 通知期間：上記2「日程」参照

② 通知方法：電子メールおよび書面。

（参加資格無しの参加者には理由を付記して通知）

(5) 企画提案書類の提出

① 提出期間：上記2「日程」参照

② 提出方法および提出先

「7. 本業務に関する問合せ先」宛に持参又は郵送すること（配達証明付）なお、代理人により提出する場合は、提出時に「委任状（様式8）」を併せて提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
企画提案書提出届	様式4	・必要事項を漏れなく記載すること。
企画提案書	右記参照	・以下(6)の留意事項と別添の価格算出条件を参照し作成すること。 ・正本1部・副本7部の合計8部
関連業務実績整理表	様式5	・実績を証明する書類（写し可）を添付すること。
企画提案書の電子データ	—	・上記企画提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式の電子データ一式をメールにて提出すること

(6) 企画提案書作成に当たっての留意事項

① 企画提案書は項目ごと簡潔明瞭に記述。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。

② A4版ファイル綴じとする。図面等でA3版を使用する場合はA4に折り込むこと。

③ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時間とする。

④ 企画提案書の様式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint（すべてWindows版）、のいずれかにより作成すること。

⑤ 原則として横書きで記載する。

⑥ 使用する文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図面中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

⑦ 見積作成にあたっては別添の「価格算出条件」に従って作成すること。

⑧ 水道スマートメーターに関連する案件について、地方公共団体への納入実績・関連

する業務又は実証試験を行った実績を証明する書類（関連業務実績整理票・写し可）を添付すること。

(7) 応募の辞退

参加表明書の提出から企画提案書の提出期限まで応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和7年5月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く8時30分から17時15分まで）に「辞退届」（様式6）を「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参又は郵送（配達証明付）により提出すること。

代理人により提出する場合は、提出時に「委任状（様式7）」を併せて提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式6	・必要事項を漏れなく記載すること。

6 選考方法・受託者の決定等

(1) 委員会の設置

雄武町は企画提案書等の審査を専門的見地に基づいて実施するため、「審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員は雄武町職員により構成している。

なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接または間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び発注者は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求めヒアリングを実施する。日時、場所については、事前に参加者に通知する。

プレゼンテーションの時間は最大30分、質疑応答は15分の合計45分を予定しており、スクリーン、プロジェクター（HDMI接続）、HDMIケーブルは雄武町が用意する。

(3) 優先交渉権者の決定

委員会があらかじめ定めた提案評価基準に基づき、委員会及び発注者の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、発注者は優先交渉権を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認および企画提案者の審査により実施する。

(4) 選考結果の通知等

発注者は、選考結果を参加者に速やかに通知するとともに、本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で公表し、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

(5) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、その旨を速やかに本業に係るホームページ（「7 本業務に関する

る問合せ先」参照)で公表する。

(6) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も提案評価基準に従い審査を行う。

(7) 契約手続き

① 業務契約の締結

発注者は、優先交渉権を獲得した事業者に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。

② 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

発注者は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合もある。

7 本業務に関する問合せ先

雄武町役場 建設水道課

担 当：下斗米

所在地：〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

電 話：0158-84-2121

F A X：0158-84-2844

e-mail：suido@town.oumu.hokkaido.jp

URL： <https://www.town.oumu.hokkaido.jp/>